

令和4年度（追加）
競争入札参加資格審査申請書提出要領

測量・建設コンサルタント業務等

米沢市総務部契約検査課

【申請についての問い合わせ先】
米沢市総務部契約検査課検査担当
電話 0238-22-5111 内線 2501・2502
FAX 0238-24-8685

米沢市が発注する測量・建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格審査申請書の受付を以下のとおり行います。

1 受付期間

令和4年2月1日(火)から令和4年2月18日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)

持参の場合:9時～16時(12時～13時除く)

郵送の場合:市内に本店又は委任されている営業所がない申請者のみ郵送可とします。

詳細は5ページを参照してください。

2 受付場所

米沢市役所 総務部 契約検査課(3階)

〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号

電話:0238-22-5111(内線 2501・2502)

3 有効期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(1カ年)

4 参加資格要件

次のいずれかに該当する場合は受付できません。

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2)米沢市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて未納がある者
- (3)米沢市暴力団排除条例第2条第1項から第3号に該当するとき
- (4)営業に関し法律上必要とする登録又は、許可を受けていない者

5 提出書類形式

- (1)A4判フラットファイル(金属金具不可)に綴じてください。ファイルの色の指定はありません。
- (2)綴じる順序は、提出書類①～⑮の順に綴じてください。
- (3)表紙と背表紙にタイトル(競争入札参加資格審査申請書)、商号又は名称を記載してください。
- (4)提出書類⑤～⑦及び⑬については、添付書類の内容を満たしていれば任意様式でも可とします。

▼不足書類があった場合は受理しません。

▼虚偽の記載をしたときは、競争入札参加資格を得られない場合があります。

▼競争入札参加資格審査申請書については、登録を受け、希望する事業を記入してください。

▼測量業者について、委任先がある場合は委任先が測量業者として登録していなければ測量業の登録はできません。

▼建築士事務所について、委任先がある場合は、委任先が委任先都道府県の事務所登録が

なければ建築士事務所の登録はできません。

6 提出書類

- ①提出書類チェックリスト
- ②米沢市競争入札参加資格審査申請書……………様式第5号
- ③米沢市競争入札参加資格審査調書……………添付書類1
- ④営業に関し法律上必要とする登録又は許可の証明
- ⑤営業所一覧表……………添付書類2
- ⑥測量等実績調書……………添付書類3
- ⑦技術者経歴書……………添付書類4
- ⑧登記事項証明書(謄本)
- ⑨財務諸表
- ⑩納税証明書
- ⑪印鑑証明書
- ⑫委任状……………添付書類5
- ⑬使用印鑑届……………添付書類6
- ⑭身分証明書
- ⑮暴力団排除に関する誓約書

7 申請書及び提出書類の要領

- ①提出書類チェックリスト
 - ・申請者チェック欄をチェックし、不備、不足がないよう確認してください。
 - ・担当者チェック欄には何も記入しないでください。
- ②米沢市競争入札参加資格審査申請書 **【指定様式 様式第5号】**
 - ・申請月日は、持参する月日とします。郵送の場合は「8 郵送で申請書を提出する場合」を参照してください。
 - ・申請書の代表者印は実印とします。
 - ・商号(名称)・代表者氏名にはふりがなを記入してください。
 - ・登録状況の欄は該当するものにチェックしてください。
 - ・委任の有無の欄は、該当するものにチェックしてください。
 - ・登録を受けている事業の欄は、登録を受けている事業の中で登録を希望する事業のみ記入してください。登録を受けていても希望しない場合は記入不要です。
 - ・申請書記載担当者欄は確認が必要な時に使用しますので、申請書等の内容を熟知している方を記入してください。
- ③米沢市競争入札参加資格審査調書(測量・建設コンサルタント業務等)
【指定様式 添付書類1】
 - ・1「契約権限等の委任を受けている営業所」の欄は、申請書の2「委任の有無」の欄で「有」にチェックがある場合のみ記入してください。

- ・米沢市と常時契約する委任先がある場合は、主たる営業所以外の営業所とします。
- ・資本金については、資本金の額を千円単位で記入してください。ただし、個人又は、公益法人の場合は記入しないでください。
- ・技術資格職員等の人数は、該当する欄に延人数を記入してください。
- ・コンサルタント業務等登録希望一覧表は、登録を希望するコンサルタント業務等に「1」を記入してください。ただし、土木関係建設コンサルタント、地質調査業務及び補償コンサルタント業務に関しては、国土交通省の登録を受け、現況報告書において登録部門の確認を受けた業務とします。
- ・その他のみでの登録は、役務提供等での登録となりますので本申請では受付できません。

④ 営業に関し法律上必要とする登録又は、許可の証明

審査基準日において6カ月以内のものとなります。

▼ 測量業者

測量業者登録証明書(写)、委任がある場合は委任先の測量業者登録証明書(写)

又は、登録していることが証明できるもの(例:測量法第55条の8により提出した書類の写し。ただし、財務諸表部分を除く。)

▼ 建築コンサルタント(建築士事務所)

主たる営業所の建築士事務所登録証明書(写)及び、委任がある場合は委任先の都道府県の建築士事務所登録証明書(写)

▼ 土木関係建設コンサルタント

直近の現況報告書の国土交通省確認印のあるもの(写)

(表紙だけでなく全て。ただし財務諸表部分を除く。)

▼ 地質調査業者

直近の現況報告書の国土交通省確認印のあるもの(写)

(表紙だけでなく全て。ただし財務諸表部分を除く。)

▼ 補償コンサルタント

直近の現況報告書の国土交通省確認印のあるもの(写)

(表紙だけでなく全て。ただし財務諸表部分を除く。)

▼ 不動産鑑定業者

不動産鑑定業者であることを証明する書面

▼ 土地家屋調査士の登録証明書(写)

▼ 司法書士の登録証明書(写)

▼ 計量証明書事業者

計量検定所の証明書または登録簿謄本(写)

⑤ 営業所一覧表 【添付書類2】

・「名称」の欄には、主たる営業所、その他すべての営業所を記入してください。

登録後に委任先の営業所を変更する場合、この営業所一覧表に記入されている営業所のみ変更することを認めています。

- ・米沢市と常時契約する委任先がある場合は、その営業所を蛍光ペン等でマーキングしてください。
- ・本添付書類の内容を全て満たしていれば任意様式でも可とします。

⑥ 測量等実績調書【添付書類3】

- ・この表は、登録を希望する測量・建設コンサルタント等の営業の種類別に作成してください。また、登録を受けようとする直近2カ年分の主な完成業務及び直近2カ年に着手した主な未完成任务について記入してください。
- ・本添付書類の内容を全て満たしていれば任意様式でも可とします。

⑦ 技術者経歴書【添付書類4】

- ・この表は、登録を希望する測量・建設コンサルタント等の営業の種類別に作成してください。また、本店又は支店若しくは常時契約を締結する営業所ごとにまとめて記入し、営業所ごとの最初の「氏名」の欄には、括弧書きで当該営業所名を記入してください。
- ・「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校等の別を記入してください。
- ・法令による免許等の欄には、業務に関し法律又は、命令による免許又は、技術若しくは技能の認定を受けたものを記入してください。
- ・「業務経歴」の欄には、最近のものから記入し、純粹に測量・建設コンサルタント等業務に従事した種類及び地位を記入してください。
- ・添付書類の内容を全て満たしていれば任意様式でも可とします。

⑧ 登記事項証明書(写し可)

- ・審査基準日において3カ月以内発行のもの

⑨ 財務諸表

- ・個人の場合:貸借対照表、損益計算書(写)
- ・法人の場合:直前の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書(写)

⑩ 納税証明書(写し可)

《納税証明書の提出種別》

(ア)米沢市長が発行する登録基準年度の前年度の納税証明書

原則として、令和3年度(令和3年12月15日以降発行)のもので、発行日において申告(納付)期限が到来しているものについて未納(未申告)がない証明

(イ)税務署で発行する納税証明書「その3の2」(申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明)

審査基準日において3カ月以内に発行されたもの

(ウ)税務署で発行する納税証明書「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明)

審査基準日において3カ月以内に発行されたもの

【個人の場合】

《納税証明の提出種別》

- ①住所地在市内又は、住所地在市外で市内に固定資産等を有する場合:(ア)と(イ)
- ②上記①以外の場合:(イ)のみ

【法人の場合】

《納税証明の提出種別》

- ①主たる営業所が市内の場合:(ア)と(ウ)

- ②主たる営業所が市外の場合：(ウ)のみ
- ③主たる営業所が市外で委任先が市内の場合：(ア)と(ウ)
- ④主たる営業所が市外で委任先が市外の場合：(ウ)のみ

※米沢市長の発行する納税証明書発行について

市民課窓口へ申請する場合には、代表者印のある委任状又は承諾書が必要です。

また、窓口に来られた方の本人確認を行っておりますので、身分を証明するものを準備してください。

なお、納税証明、印鑑証明申請書及び承諾書の様式は米沢市ホームページよりダウンロードできます。

問い合わせ：市民課 証明担当 内線 3101

⑪印鑑証明書

市内に主たる営業所又は委任先営業所がある場合は原本、市外の場合は写し可とします。

・審査基準日において3カ月以内に発行されたもの

個人の場合：市町村長が発行する印鑑証明書

法人の場合：法務局が発行する代表者の印鑑証明書

⑫委任状【指定様式 添付書類5】

- ・本添付書類の委任事項はすべて委任してください。
- ・代表者印は実印とします。

⑬使用印鑑届【添付書類6】

- ・米沢市との契約等を実印を使用しない場合のみ提出
- ・様式は【添付書類6】の内容を満たしていれば任意様式でも可とします。

⑭申請人の身分証明書(原本)

申請人が個人の場合に提出してください。審査基準日において3カ月以内に発行されたものとします。

⑮暴力団排除条例に関する誓約書(元請負人用)【指定様式】

- ・代表者印は実印とします。

8 郵送で申請書を提出する場合(市内に本店又は委任を受けた営業所がない申請者のみ)

郵送での受付期間

令和4年1月17日(月)から令和4年2月10日(木)

・2月1日以前に郵送する場合は、申請書様式第5号他の提出日を2月1日以降の日を記入してください。申請書の内容は令和4年1月31日時点の状況等を記載してください。

・米沢市では申請を受理した場合、受理票を発行しますので、切手を貼った返信用封筒を同封してください。(不備・不足があった場合、申請書を一度預かります。こちらから不備内容を連絡いたしますので再度お送りください。このため郵送による受付期間を上記のとおりとしています。)

※1 郵送による申請は、持参による申請と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受理や受理票の返送に時間を要する場合がありますので、発送は余裕をもって行ってください。

※2 郵送方法については任意ですが、申請書が届かない場合、責任は負いかねますのであらかじめ

ご了承ください。郵送事故等による申請書の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法を推奨します。

9 申請書及び添付書類の記載事項の審査基準日

審査基準日は令和4年1月31日(ただし、決算に関する事項については、審査基準日の直前に決算の確定した日)とします。

10 証明書等の写しについて

証明書等の写しによる場合は、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明であるものに限りします。

11 参加できる契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争入札の範囲は、建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の契約に係るものです。なお、営業に関し法律上必要としない「その他業務」のみ申請する場合は、役務提供での登録になりますので本申請では受付できません。

12 参加登録の諸項目変更の届け出について

参加登録後に申請書記載事項の変更があれば、変更後すみやかに変更届等を提出してください。(ホームページに変更届(指定様式及び必要添付書類等)を掲載しています。)ただし、登録期間中の委任先及び業種の追加は認めておりません。

12 行政書士による代理申請について

行政書士による代理申請も可能ですが、その場合下記①及び②についてご注意ください。

①委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状を提出してください。

②申請書への押印

代理申請の場合、申請書への押印は、申請代理人氏名記入箇所に申請代理人氏名記入箇所に申請代理人の押印をすれば足够了。したがって申請書の代表者印の押印は省略することができます。

③行政書士としての資格を有することを証するものを添付してください。

※申請書以外の書類については、代理申請の場合でも、申請者の代表者印を省略することはできません。

13 委任先、業種区分の追加申請について

現在登録されている業者で、委任先、業種区分を追加する場合の提出書類は下記書類とします。

①提出書類チェックリスト

②米沢市競争入札参加資格審査申請書……………様式第5号

③米沢市競争入札参加資格審査調書……………添付書類1

- ④ 測量等実績調書……………添付書類 3(業種の追加)
- ⑤ 営業所一覧表……………添付書類 2(委任先の追加)
- ⑥ 営業に関し法律上必要とする登録又は許可の証明(追加する業種)